

文化審議会

資料1

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

法制・基本問題小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

・クリエイターへの対価還元等に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

※著作権分科会の各小委員会については昨年の体制を記載。

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

第 2 0 期文化審議会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

いしい えり こ 石井恵理子 東京女子大学教授

いのうえ ゆり こ 井上由里子 一橋大学教授

いわさき まさみ 岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

おおぶち てつや 大渕 哲也 東京大学大学院教授

おきもり たくや 沖森 卓也 二松学舎大学特別招聘教授, 立教大学名誉教授

かわしま のぶこ 河島 伸子 同志社大学教授

こもだ はるこ 薦田 治子 武蔵野音楽大学教授

さとう まこと 佐藤 信 東京大学名誉教授

しまたに ひろゆき 島谷 弘幸 九州国立博物館長

ちやえん しげき 茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

どうがうち まさと 道垣内正人 早稲田大学法科大学院教授, 東京大学名誉教授, 弁護士

なかえ ゆり 中江 有里 女優, 作家

のだ ひさし 野田 尚史 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所教授

ふじい けいすけ 藤井 恵介 東京大学名誉教授

まつだ あきら 松田 陽 東京大学准教授

みやざき のりこ 宮崎 法子 実践女子大学教授

わたなべ としゆき 渡辺 俊幸 作曲家, 一般社団法人日本音楽著作権協会理事, 洗足学園音楽大学客員教授

文化審議会概要

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成 13 年 1 月 6 日付けで文部科学省に設置。

2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術基本法、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構 成

- (1) 委員 30 人以内、任期 1 年(再任可)
- (2) 次の 4 つの分科会を設置する。

名 称	主な所掌事務
国 語 分 科 会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著 作 権 分 科 会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文 化 財 分 科 会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文 化 功 労 者 選 考 分 科 会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を 処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

4. 最近の主な答申

- 「敬語の指針」(平成 19 年 2 月 2 日)
- 「改定常用漢字表」(平成 22 年 6 月 7 日)
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成 27 年 4 月 16 日)
- 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」(平成 28 年 11 月 17 日)
- 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成 29 年 12 月 8 日)
- 「文化芸術推進基本計画(第 1 期)について」(平成 30 年 2 月 16 日)

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

- （文化審議会）
- 第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附 則

- （文化審議会の所掌事務の特例）
- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

- （組織）
- 第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- （委員等の任命）
- 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- （委員の任期等）
- 第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
- （会長）
- 第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- （分科会）
- 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所	掌	事	務
---	---	---	---	---	---

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	一 著作権者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十二条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2

(議事)

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第九条 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。
2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇がなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。
2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分 科 会	事 項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十二年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定)
(平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件（ただし、文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。）
 - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（その他）

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、各分科会及び部会において決定するものとする。

博物館部会の設置について

令和2年4月9日

文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、博物館部会を設置する。

2 調査審議事項

- （1）博物館の振興に関する事項について
- （2）その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会博物館部会委員名簿

(令和2年4月現在)

(正委員)	
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	九州国立博物館館長
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学教授
(臨時委員)	
いでみつ さ ち こ 出光 佐千子	出光美術館館長，青山学院大学准教授
いとう せいいち 伊藤 誠一	岐阜県美濃加茂市長
うらしま も よ 浦島 茂世	美術ライター
おおさか え り こ 逢坂 恵理子	国立新美術館長
おおした よしゆき 太下 義之	文化政策研究者，同志社大学教授， 国立美術館理事
かわばた き よ し 川端 清司	大阪市立自然史博物館館長
こばやし ま り 小林 真理	東京大学教授
さ さ き ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
たか だ こうじ 髙田 浩二	海と博物館研究所所長 福山大学生命工学部海洋生物科学科客員教授 前マリンワールド海の中道館長
はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長
はん だ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事
ふるた りょう 古田 亮	東京藝術大学美術館准教授

文化審議会博物館部会運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定） 第四条第五項の規定に基づき、文化審議会博物館部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。
（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

文化審議会博物館部会の会議の公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会博物館部会の会議の公開については、文化審議会博物館部会運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

1. 博物館文化拠点機能強化プラン

2,001百万円

① 地域と共働した博物館活動支援事業

380百万円

博物館の学校や地域とのコミュニティ形成や新たな創造活動を促進するための地域連携支援事業

② 博物館を中核とした文化クラスター推進事業

1,490百万円

博物館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、当該拠点施設の文化観光拠点の機能強化への支援事業（新たな制度と連動）

※文化観光：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

〔 国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置 〕

③ 博物館人材養成・質の向上の推進

56百万円

学芸員資格の付与、学芸員等に対する研修や地域・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣等、学芸員の資質向上に関する事業を展開

④ 博物館レガシー基盤強化事業

33百万円

ICOM京都大会を契機としたレガシー形成（博物館制度の調査研究、海外ネットワーク構築）やPPP等による持続可能な博物館運営の研究を実施

2. 国立アイヌ民族博物館の運営等

1,376百万円

令和2年7月12日に開館する国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

3. 博物館等のインバウンド環境整備

※国際観光旅客税予算を活用

① 地域ゆかりの文化資産展示支援

4,500百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展示を支援（日本博予算の一部を活用）

② 博物館等のインバウンド強化

1,800百万円の内数

地方の博物館における多言語化、キャッシュレス化、夜間早朝開館等にあわせたコンテンツ造成のための取組を支援

- 1) 多言語化の整備（文化財多言語解説整備事業の一部）
- 2) キャッシュレス、チケットレス化等の利便性向上
- 3) 夜間早朝開館等にあわせたコンテンツ造成

4. 文化財防災ネットワークの運営等

8,633百万円の内数

国立文化財機構において、これまで文化庁補助金で実施していた文化財防災ネットワーク推進事業を本格化するため、新たに「文化財防災センター（仮称）」を設置。文化財防災ネットワークの運営と災害発生に備えた調査研究、情報蓄積、人材育成を担う

5. 博物館の災害復旧への支援

① 公立社会教育施設災害復旧事業

18,806百万円の内数

激甚災害により被災した特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の施設整備等復旧費を支援

- ・東日本大震災被災施設 8,488百万円の内数
- ・台風19号等の被災施設 ※R 1 補正予算 10,318百万円の内数

② 被災ミュージアム再興事業

248百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

趣旨

新型コロナウイルス等の感染症対策では、**感染のおそれのある発熱者の確認のための赤外線カメラ装置等や、空調換気や消毒液の衛生面の予防対策、さらにはキャンセル等で中止していた公演の再開に伴う環境整備が必要**である。劇場・音楽堂、博物館等の文化施設においてその対策支援が求められていることから、これら経費を支援する。

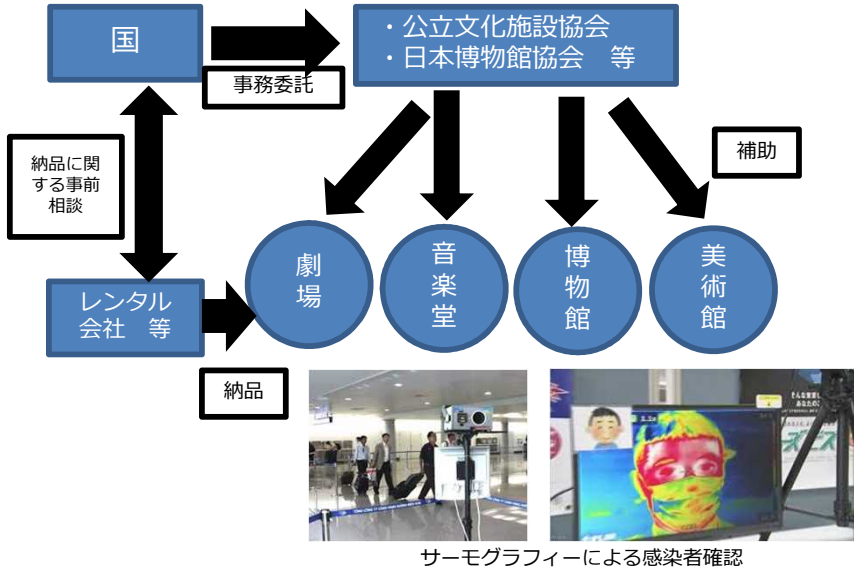
また、感染症対策においては、**混雑緩和が有効**とされていることから、美術館・博物館において、**時間制来館者システムを導入することは感染症を防止する**こともあり、そのための経費を支援する。

事業内容

◎事業概要

1) 文化施設感染症予防等事業

全国の劇場・音楽堂、博物館等の文化施設が発熱者確認のためのサーモグラフィーや会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費、公演再開時の環境整備を支援する。また、大型施設等の一定要件を満たす文化施設の空調設備の改修等を支援する。



支援

■ 1,735百万円

- 対象施設：劇場・音楽堂、博物館
- 支援対象：赤外線カメラ装置、空気清浄機、消毒液、再開のための環境整備等、空調整備の改修
- 補助率：1/2（上限4百万円（原則））

2) 時間制来館者システム導入支援

博物館の「時間制来館者システム」は、混雑緩和に効果が高く、今後普及を図るべきシステムであり、チケットレス化も合わせたシステム導入の経費を支援する。

「時間制来館者を導入している博物館」

◎アーティゾン美術館



◎川崎市藤子F不二雄ミュージアム



■ 300百万円

- 補助率：2/3（上限3百万円）
- ※ 対象事業者は、混雑緩和効果などの事業の成果を検証し、国に報告すること。

※事務委託費等：49百万円

文化施設の感染症防止対策事業（補助金）

感染症防止に係る取組を支援させていただきます

- ✓ 消毒液・マスクなど、既に購入された経費も対象（4月1日以降の購入に限ります）
- ✓ 衛生予防対策のための赤外線カメラ、空気清浄機、空気殺菌装置のリースやレンタル（一定の条件を満たす場合、購入も可）
- ✓ 施設内の特別清掃（感染症防止のための特別なもの）、設備点検の経費
- ✓ 空調設備の改修工事（公立等の公共施設を対象）
- ✓ 博物館の時間制来館者システムの導入経費

	補助事業額（上限）	補助率
感染症予防対策	400万円	1/2
空調設備改修	2,000万円	
時間制来館者システム	300万円	2/3

補助事業者	劇場・音楽堂等（劇場法の実演芸術を行う文化施設）、博物館（博物館法の登録・相当施設、類似施設も含む）の設置者（管理者も可） （一定の感染症リスクが認められる施設を対象とします。） ※その他にも要件があります。					
補助対象期間	令和2年4月1日～令和3年2月28日まで に完了する事業 ・感染症予防対策は6ヶ月間必要な経費を支援 ・空調設備改修は年度内に工事を終えるものを対象 ・時間制来館者システムは6ヶ月間の導入期間を支援 ※交付決定前であっても令和2年4月1日以降の購入又はリース契約も補助対象とします。					
受付期間	令和2年5月25日（月）～6月19日（金）					
申請方法	郵送受付のみ ※新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送受付に御理解・御協力をお願いします。 <table><tr><td>劇場・音楽堂等</td><td>（公社）全国公立文化施設協会 「劇場・音楽堂等感染症対策支援室」宛て 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館4階</td><td>博物館</td><td>（公財）日本博物館協会 「博物館感染症対策支援室」宛て 〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-52 黒田記念館別館3階</td></tr></table>		劇場・音楽堂等	（公社）全国公立文化施設協会 「劇場・音楽堂等感染症対策支援室」宛て 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館4階	博物館	（公財）日本博物館協会 「博物館感染症対策支援室」宛て 〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-52 黒田記念館別館3階
劇場・音楽堂等	（公社）全国公立文化施設協会 「劇場・音楽堂等感染症対策支援室」宛て 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館4階	博物館	（公財）日本博物館協会 「博物館感染症対策支援室」宛て 〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-52 黒田記念館別館3階			
申請書	ホームページからダウンロードしてください。 ※全国公立文化施設協会、日本博物館協会のサイトからもダウンロード可能です。					



問合せ先

【劇場・音楽堂等】
（公社）全国公立文化施設協会
劇場・音楽堂等感染症対策支援室 03-5565-3030

【博物館】
（公財）日本博物館協会
博物館感染症対策支援室 03-5832-9108

趣旨

多くの公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館では、入場料収入を中心に経営を維持しており、新型コロナの感染拡大による影響で、大幅な収益の減少により運営の危機に晒されている。収益構造の改革として、実際の鑑賞のみならず、8K等の高精細コンテンツの配信等を最大限活用し、各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルの実践や、博物館においても、博物館の持続可能な博物館運営に資する取組として、高精細コンテンツを活用した展覧会等のモデル事業を実践することにより、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せることで、収益構造の抜本的な改革、舞台芸術団体や劇場、博物館の自律的な運営を目指す。今回のモデル事業を通じて費用対効果を検証し、持続的なモデルを探求していく。

◎事業概要

(1) 最先端技術鑑賞モデル構築事業

舞台芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルを実践。舞台芸術の収益構造では会場の収容人員以上の収入を得ることは困難であり、新型コロナによって無観客の動画配信の取組等、新たな収益構造を模索する。

また、博物館の文化資源を高精細コンテンツ等を活かした展覧会や教育事業等、新たな鑑賞モデルを実践する。

- ・海外配信によるグローバルな顧客の創出
- ・ライブビューイング等の同時配信による収入機会の拡充
- ・高精細画像でのアーカイブ化による配信コンテンツの充実
- ・学芸員の解説付きの展覧会動画配信
- ・学校教育に活用できる教育コンテンツの制作・配信 等

(びわ湖ホール)

実施日：令和2年3月7～8日
会場：びわ湖ホール（無観客）
実施方法：動画配信サイト「YouTube」で無料生配信
視聴回数：1日約1万2千人、延べ20万人（3月12日報道現在）
（参考）3月12日付朝日新聞（夕刊）3面『無観客でも盛り切った「頂上」』

(2) 博物館異分野連携モデル構築事業

博物館×アニメ、博物館×ゲーム、博物館×マンガ等、エンタメコンテンツと博物館は、文化資源の解説・展示という観点から連携しやすい組み合わせであり、「文化で稼ぐ」視点から博物館の取組を調査・分析を行う。

◎異分野（アニメ、ゲーム、マンガ等）



◎博物館（美術、歴史、自然史、動植物）

÷ 2.5次元



支援

- 920百万円（公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館を対象）
 - ・舞台芸術 720百万円（@24百万円×5分野×6事業）
 - ※5分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能
 - ・博物館 200百万円（@10百万円×4分野×5事業）
 - ※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植

- 500百万円
 - ・16事業（異分野連携）×1件30百万円
 - ※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植
 - ・事務委託等：20百万円

融資や給付金等の対応について（政府全体の取組）

- ▶金融公庫等による**緊急貸付・保証枠の拡充**
- ▶雇用調整助成金の**特例措置の拡充**
- ▶**小口融資の拡大**
- ▶事業継続に困っている**中小・小規模事業者等への支援（持続化給付金、家賃支援等）**
- ▶全国全ての人々への**新たな給付金（特別定額給付金）**

※具体的にどの制度が利用できるのか等、文化芸術関係者の個別のニーズに応じた情報提供等を行います。

※文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力します。



相談窓口及び各事業の公募情報等は文化庁HPよりご確認ください。

<文化芸術復興創造基金>

<相談窓口>



<公募情報>



<税制情報>



新規

活動継続・技術向上等への支援

感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた**フリーランスを含む実演家や技術スタッフ等に対して活動の継続に向けた積極的取組等を支援**します。

文化施設が負担したキャンセル料への対応

感染拡大防止に向けた対応等により生じた**指定管理者制度を導入している施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼**します。

文化施設の再開支援

文化施設における**感染症予防対策**、混雑緩和策としての**時間制来館者システム導入を支援**します。

拡充

文化芸術団体の収益力強化

（最先端技術を活用した鑑賞環境等改善）

動画制作・配信、教育コンテンツ等の制作支援等による**鑑賞環境・収益力強化等のモデルの構築**を行います（第1次補正の追加計上）。

- ▶一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、**割引・クーポン等を付与**。
〔経産省と連携〕

- ▶公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとする**ライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助**〔経産省と連携〕

アートキャラバン

生徒・アマチュアを含む**芸術団体**やフリーランスを含む**芸術家による公演・展示を全国開催**します。

子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出

学校一斉休業で中止せざるを得なかった**鑑賞教室や子供の文化芸術体験活動を支援**します。

（独）日本芸術文化振興会に創設した文化芸術復興創造基金をはじめ、国民全体で文化芸術活動を支援する機運を醸成

全国高等学校総合文化祭のweb開催をはじめ、文化部活動における発表の場の確保を積極的に推進

自粛要請期

再開期

反転攻勢期

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図る。

文化芸術活動への緊急総合支援パッケージの全体像

文化芸術活動の継続支援 509億円（一部、スポーツを含む。）

【1】標準的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-①）

- ・ 簡易な手続き・審査により、活動費を支援（20万円まで）
- ・ プロのフリーランスの実演家・技術スタッフ等の以下の取組などを支援
練習のための稽古場の確保、技能向上のための研修資料等の購入、調査・制作準備 等

【2】より積極的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-②）

- ・【1】の取組に加え、動画収録・配信による活動の発信等、発展的取組を追加して行うことで150万円まで応募可能

【3】小規模団体向け（活動継続・技能向上等支援B）

- ・ 活動費を支援
（150万円まで。複数のフリーランス等と連携して取り組む共同事業も応募可能＜1,500万円まで【10者の場合】＞）
- ・ 小規模団体の以下の取組などを支援
コロナ感染症対応の新たな公演・制作の企画 等（動画等による公演等の収録・配信、広報コンテンツの作成、感染症防止に対応した集団練習の実施等）

文化芸術収益力強化事業 50億円

【4】中・大規模団体向け ※ 小規模団体も応募可。

- ・ コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等を支援

(独) 日本芸術文化振興会に設置された文化芸術復興創造基金について

目 的

新型コロナウイルス感染症の影響による長期にわたる公演等の中止など、文化芸術団体が非常に厳しい状況にある現状を受け、(独) 日本芸術文化振興会において、文化芸術活動の存続を支援し、今後の我が国の文化芸術の振興・普及を図るために、寄附金を財源とする基金を設置したところ。

寄附金の概要

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 設 置 者 | (独) 日本芸術文化振興会 |
| 2. 設 置 日 | 令和2年5月21日 |
| 3. 寄附金募集期間 | 令和2年5月25日～コロナ禍の終息時期を見越して今後決定 |
| 4. 寄附の申込 | 一口1,000円 |
| 5. 寄付金の使途 | 文化芸術団体等の事業活動を継続するための支援。 |
| 6. そ の 他 | 税制上の優遇措置(団体は法人税、個人は所得税) |

支援の概要

- | | |
|------------|--|
| 1. 助成募集期間 | 一定の基準額を満たした場合、随時助成 |
| 2. 助 成 対 象 | 文化芸術団体等。
＜要件(案)＞
令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けて、事業活動が停滞し、助成を希望する前月以前の月の収入が前年同月比で減少している場合。 |
| 3. 助 成 金 額 | 100万円単位 |
| 4. 選 定 方 法 | ①書面審査し、支援順を確定。※必要に応じ、分野の統括団体等に意見聴取。
②芸術文化振興基金運営委員会で審議、理事長が決定。 |
| 5. その他 | 提出書類及び手続については、通常の助成金よりも簡素化 |

※令和2年6月23日現在、上記基金に集められた寄附は、総額約180万円。

文化芸術復興創造基金と芸術文化振興基金の差異について

○文化芸術復興創造基金

【設置根拠】
理事長裁定

【目 的】
新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術団体は長期にわたる公演等の中止など、非常に厳しい状況にあることから、その文化芸術活動を継続するための支援

【財源】
寄附金

【助成金の捻出方法】
寄附金を取り崩して支援

【対象団体】
新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けて、事業活動が停滞した文化芸術団体等

【助成対象】
今後の事業活動（公演・展示）を継続していくために必要な経費を助成

○芸術文化振興基金

【設置根拠】
（独）日本芸術文化振興会法

【目 的】
文化芸術の振興を図るため、芸術の創造・普及活動（公演・展示）等を支援。

【財源】
政府出資金及び民間出捐金（計６８７億円）

【助成金の捻出方法】
上記の運用益をもって支援

【対象団体】
文化芸術団体等

【助成対象】
芸術の創造又は普及を図るための活動（公演・展示）等に対する経費を助成

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

作成主体：公益財団法人日本博物館協会

公表日：令和2年5月14日（令和2年5月25日改定）

博物館の管理者に対して、いわゆる「3密」状態を防ぐとともに、手洗いや消毒の徹底を図るなど、従業員や施設に出入りする民間事業者、来館者の新型コロナウイルスの感染を防止するために具体的に講ずるべき措置を提示している。

【施設管理者が講ずべき具体的な措置】

①来館者の安全確保

- ・入館人数や時間の制限（大人数での来館の制限、日時指定予約の導入等）
- ・咳エチケット・マスク着用等の要請、発熱者（37.5℃以上）等の入館制限等

②従事者の安全確保

- ・検温、マスク着用、手洗いの徹底等健康管理、ジョブローテーション等の工夫

③展覧会の実施に際しての留意事項

- ・フロアマーカ等設置による来館者同士の距離の確保
- ・展示室内の入場人数の制限、会話制限 等

④施設管理

- ・館内・窓口・ロビー・トイレ・レストランなど、各所における、清掃・消毒・換気の徹底
- ・展示室の入り口等の行列や、ロビー等における密集防止措置

⑤広報・周知

- ・発熱時の来館自粛、社会的距離の確保の徹底等について周知

※博物館等における公演等主催者が講ずるべき具体的対策についても記述²¹

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日
公益財団法人日本博物館協会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大が続く現状において、多くの博物館が感染予防のために努力されている一方で、こうした状況においてこそ、人々の生活を豊かにするために博物館の役割を果たすべく、さまざまな情報発信に取り組んでおられることに感謝申し上げます。

今般の緊急事態宣言延長に伴う今後の対処方針において、感染予防策を講ずることを前提としつつも、博物館や美術館が開放（開館）する対象施設に含まれたことは、博物館の社会基盤としての重要性が認められた証でもあり、再開に向けた明るい兆しであると言えます。

しかし、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、各施設の再開については、感染予防に対して最大限の対策を実施することが前提条件として不可欠です。

今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、全国の博物館が施設の再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

博物館には多くの館種があり、館種によっては本ガイドラインの詳細版が必要になることも想定しています。また、施設の状況によって直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思います。すべての項目の実施が開放（開館）の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の計画の参考にさせていただきたいと思います。

各博物館におかれましては、施設の開放（開館）に際し、利用者と職員の安全を確保するための感染予防対策実施の必要性を十分ご理解いただき、各施設の対策実施において本ガイドラインを有効に活用いただければ幸いです。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の都道府県においては、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの

着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされています。

こうした方針に基づき、本ガイドラインでは、全国の博物館について、施設を開放（開館）することとする場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとし、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、博物館において想定される場面ごとに、具体的な感染拡大予防対策を規定しています。

博物館を管理する者（以下「施設管理者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、展覧会の実施に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。

各館における開放（開館）するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、閉館を継続する場合、施設に来館しなくても、施設所蔵の美術品等の閲覧や解説等、博物館が提供可能な情報をオンライン上で利用できるコンテンツの公開を推進するなどの工夫を行うことが望まれます。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）及び施設に来館する者（以下「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められます。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨としています。

4. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められます。

また、開放（開館）に伴って、注目を集める特別展はもとより、人気のある常設展等などは、多くの来館者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の③及び④で述べるリスク評価についても留意が必要です。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）には特に注意が必要。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって施設の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうかなどを、これまでの施設の来館実績等に鑑み、評価する。

その上で、入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な来館者数（来館自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策

① 総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）することが前提。
- ・ 感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。
 - － 入館可能時間、入館可能な人数の制限 等
 - － 大人数での来館の制限 等

- 日時指定予約や時間制来館者システムの導入
- 招待制の導入
- 特定警戒都道府県内にある博物館は、リスク評価の結果を踏まえ、施設が所在する都道府県の知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることが求められる。例えば、より厳しい入場規制の実施、完全予約制の導入等の検討などが考えられる。
- 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、展覧会は中止又は延期とし、館内のガイドツアーや各種プログラム（ギャラリートーク、ワークショップ、学校用プログラム、子供向け体験プログラム 等）についても同様の扱いとする（同様に、第三者に施設を貸し出し行われる公演等の開催についても、当該公演等の主催者に対して開催の自粛を促す。）。
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - 速やかに別室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。
- 感染者の発生等にもとない、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め、展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を検討する必要がある。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。
 - 37.5℃以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- サーモグラフィ等による来館者に対する検温を実施し、一定値以上の発熱がある場合は入館をお断りすることも有効。
- 感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行える体制を講ずる必要がある（ホームページ上での感染者発生事実の周知・来館者自身が来館日時を記録することを促

す等)。なお、来館者の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成することも考えられるが、その場合、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱うことが求められる。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものをを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検が必要（以下、消毒に関する記載において同じ。）。
- ・ オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを中止する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して定期的な検温を促し、特に 37.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
- ・ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと

- ・ フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に））。
- ・ 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。
- ・ 展示室（屋外展示の場合は展示エリア）ごとの人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- ・ 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。

- ・ 展覧会の実施に際した飲食物の提供は行わない。

⑤ 施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）に留意する。
- ・ 展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーテーション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く対策も有効。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

イ) 窓口

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ チケット窓口に行列ができる場合は、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

ウ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合、）最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す。

オ) レストラン、カフェテリア、ミュージアムショップ等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわない。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来館者に対して、以下について周知する。
 - － 健康状態等による来館自粛の徹底（37.5℃以上の発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）
 - － 社会的距離の確保の徹底
 - － 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - － 差別防止の徹底
 - － 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針の徹底

6. 博物館における公演等の開催に際して、公演主催者が講ずるべき具体的対策

施設において、講演会、コンサートや演劇等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、施設管理者との連携・協力の下で以下の対策を実施することが求められます。

ア) 公演等前

- ・ 事前に把握している範囲で、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ること

を事前に周知する。

- 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針について、全員に周知徹底を図る。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。

イ) 公演等当日

- 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - － マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
 - － 座席は原則として指定席とする。
 - － 十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
 - － 公演等中の公演来場者同士の接触は控えるよう周知する。
 - － 公演来場者と接触するような演出（公演来場者をステージにあげる、ハイタッチをする 等）は行わないこととする。
 - － 場内における会話制限を実施する。
 - － 公演等に係るグッズを対面で販売する場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - － マスク着用や手指消毒を徹底する。
 - － 自宅で検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とするよう促す。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - － 公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - － 公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 公演来場者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。
 - － 来館前に検温を行い、37.5℃以上の発熱があった場合
 - － 咳・咽頭痛など、上記公演スタッフに自宅待機を促す症状がある場合
 - － 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - － 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔

を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ・ 券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、5. ①と同様に取り扱う。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

備考；博物館における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス対応（国の方針等）；<https://corona.go.jp>（内閣官房）
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文化庁）；
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html
 - ・ 令和2年度補正予算案等における文化芸術関係者への支援
（文化施設（博物館・劇場・音楽堂）の感染症防止対策事業（補助金）等について）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_10.pdf
 - ・ 博物館・劇場・音楽堂における事業活動を支える事業者等に対する経済的支援策について（令和2年5月1日）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011715_01.pdf
 - ・ 新型コロナウイルス感染症予防にかかる美術館博物館等の作品消毒の窓口 について（令和2年4月24日）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011715_01.pdf
- * 博物館等文化財や多様な資料が展示・保管されている空間では、消毒液等を使用せずに不活性化を待つことが望ましいとされますが、今回の状況では消毒液の使用や通常と異なる換気等の措置が必要と判断される場合も想定されます。その際、文化財や資料等の保全に関し疑問や質問のある施設は、上記の窓口にお尋ねください。

- ・ 館種組織による独自のガイドライン；
日本動物園水族館協会（暫定版）

国立文化施設における休館中の取組



5月29日(金) 15:00～6月5日(金) 14:00
バレエ『ロメオとジュリエット』
＜2016年11月4日公演＞



6月12日(金) 15:00～6月19日(金) 14:00
オペラ プッチーニ『蝶々夫人』
＜2019年7月6日公演＞ イタリア語上演/日本語字幕付



●国立科学博物館

「おうちで体験! かはくVR」として、リアルな3Dビュー+迫力満点のVR映像で館内の展示が鑑賞できるデジタルコンテンツを無料配信。「日本館」「地球館」の全常設展示(約2万5000点)が自宅にいながら楽しめる。親子向け展示「親と子のたんけんひろば コンパス」も鑑賞可。

●新国立劇場

「巣ごもりシアター」として劇場の過去の主催公演を無料配信。「トゥーランドット」「ロメオとジュリエット」「魔笛」「蝶々夫人」など、数々の有名舞台芸術作品が楽しめる。演劇部門からは、「おうちで戯曲」として新国立劇場のために書き下ろされた戯曲も配信した。

●国立劇場

日本芸術文化振興会が、歌舞伎・文楽・能楽・雅楽・声明等、様々な伝統芸能の動画を配信。また、「舞台芸術教材で学ぶ」として、各種伝統芸能・舞台芸術の解説や演目解説をわかりやすく紹介。



●東京国立近代美術館

国立美術館が、「ニコニコ美術館」として休止中の展示「ピーター・ドイグ展」について、学芸員の解説付きで鑑賞できる動画を無料配信。



●東京国立博物館

展示について研究員が解説する「オンラインギャラリーツアー」をYoutubeで公開。1日で休館となった「おひなさまと日本の人形」展などを紹介している。



○～文化芸術に触れませんか～HP: オンラインコンテンツを広く紹介

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/touch_culture_art/index.html

国立文化施設における感染症予防の取組例

●国立西洋美術館

「ロンドン・ナショナル・ギャラリー展」で**日時指定制を導入するなど、安心・安全な早期再開・混雑緩和に取り組む**。入場するには、入場日時を指定した入場券の購入又はすでにお持ちの前売券・無料観覧券等＋「前売券・招待券用 日時指定券」（一般200円、大学生・高校生100円）の購入が必要。

●新国立劇場

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、公益社団法人全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照しつつ、**新国立劇場の施設・事業内容等を考慮して独自にガイドラインを策定**。政府や都の方針も踏まえ、**7/9から一部公演を再開するなど迅速に対応**。

●国立新美術館

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本博物館協会）に準拠し、来館者の安全確保、従事者の安全確保、施設管理等を実施。「日本の書200 人選」展では、1 時間当たりの来館者数を250人程度とし、入場制限を実施。



●九州国立博物館

非接触サーモグラフィーでの検温、来館者のマスク着用必須、来館者同士2mの距離確保・導線配置、ヘルスチェックシートへの記入呼びかけ、展示室の入場制限、足踏式消毒液を設置等のあらゆる対策を講じ、HP等でもわかりやすく周知し、安全・安心な鑑賞環境を確保。

新型コロナウイルス感染予防のため <お客様へのお願い>

- ・マスク着用の上、ご入館下さい。（マスク着用がない場合、**入館いただけません**）
- ・「ヘルスチェックシート」の記入をお願いいたします。
- ・入口でサーモカメラによる**体温測定**を実施します。
- ・**発熱や風邪**などの症状がある場合、**入館いただけません**。

HPでもわかりやすく周知

UNESCO REPORT “MUSEUMS AROUND THE WORLD IN THE FACE OF COVID-19”
MAY 2020

博物館への閉館による影響や ICT を活用した活動継続の対応状況について、UNESCO 職員の報告や他機関の調査をもとに、2015 年の報告書に沿うかたちでまとめたもの。

①世界の博物館の概況

- ・2020 年現在、世界の博物館の数は約 95,000 館と推定され、うち 65%が北米と西欧、34%が東欧、中南米、アジア太平洋地域に偏在し、アフリカは 0.9%、アラブ諸国は 0.5%。うち 60%はこの 10 年間に開館したもの。
- ・1,000 館を超えるのは 193 か国中 16 か国のみで、3 割の国は 0~10 館しかない。
- ・また、100 万人あたりの館数では 50 館以上の国は 27 か国のみで、6 館以下の国が 114 か国と大勢を占めている。

②パンデミック下での博物館の閉館状況

- ・世界中のあらゆる地域で博物館の閉館が行われており(182 か国中少なくとも 156 か国)、世界中の博物館の約 90%が臨時閉館を実施したと推定される。
- ・私設の博物館は財政破綻の危機に瀕しており ICOM の調査によると、10 館に 1 館は閉館する恐れがある。

③危機に対する博物館の耐性

- ・計 826 の世界中の博物館の web サイト、アクティビティを以下の 5 種に分類した。
 1. 既存のデジタルリソースの活用
オンラインコレクション、360° ツアー、ヴァーチャルミュージアム等
 2. 閉館期間に予定されていた活動のデジタル化
 3. ソーシャルメディアの活性化
Facebook、Twitter、Instagram の活用や YouTube、SoundCloud のコンテンツ等
 4. 閉館中に企画された特別な活動
ロボットを使った遠隔鑑賞 (Hasting Contemporary, イギリス)、キュレーターのトークの生配信 (The Frick Collection, アメリカ) などのキュレーターの活動、博物館の保存庫など裏側の仕事の紹介、教育・子供向けのコンテンツなど
 5. 閉館を余儀なくされている状況を踏まえた専門的・科学的活動
博物館の協会による遠隔会議の開催など
- ・ほとんどの地域で博物館の 1~4 の分類に属するオンライン活動がなされているが、アフリカや小島嶼開発途上国では博物館のうち 5%しかオンラインの活動ができない。

世界 107 か国の博物館及び博物館職員からの 1,600 の回答をもとにまとめたもの（調査期間：2020 年 4 月 7 日～5 月 7 日）。調査は以下の 5 つのテーマで実施。

①博物館と博物館職員の状況

- ・回答があった全世界の 94.7%の博物館が調査期間中に閉館
- ・地域ごとでも最低で 85.3%（アフリカ）以上の博物館が閉館
- ・回答があった 84%の博物館で在宅勤務を実施していると回答しており、81.5%が博物館内で働いている職員は 25%以下と回答
- ・14%の博物館で職員に休職中のものがある、6%が解雇ないし雇用契約の更新がされなかった職員がいると回答

②予想される経済的影響

- ・回答したうち 12.8%の博物館が閉館する恐れがあり、特にアフリカ、アジア、アラブ諸国での懸念が顕著
- ・80%以上の美術館においてプロジェクト・プログラムが縮小を実施されており、地域別ではアフリカ、アジア、太平洋地域で割合が大きい
- ・3 分の 1 の博物館が職員の人員削減を余儀なくされており、地域別では北米、アジアで割合が大きい

③デジタルアクティビティ、コミュニケーション

- ・回答した博物館のうち少なくとも 15%以上がデジタルアクティビティ(※)全般について増加ないし、新たに開始されたと回答
(※) オンラインコレクション、オンライン展覧会、ライブイベント、ニュースレター、ポッドキャスト、クイズ、ソーシャルメディア
- ・特にソーシャルメディアの活動については半数近くが活動の増加、開始をしたと回答

④博物館のセキュリティ対策と保存

- ・回答した博物館の約 8 割はセキュリティと資料保存の機能は維持されていると回答
- ・地域によってセキュリティ対策、保存の機能が恒常的に不十分ないし、追加的な対策が不十分という懸念が大きく、特に中南米カリブ海、アフリカ、太平洋地域では大きい

⑤フリーランスの状況

- ・博物館でフリーランスで活動する職員について、回答があったうち 16.1%が解雇、22.6%が契約が更新されなかったと回答
- ・事業者の 56.4%が給与の支払いの一次停止、39.4%が人員の削減を実施していると回答

諸外国の主要博物館の状況例

※2020. 6. 9 時点

施設名（国、都市）	開館状況・対策など
アムステルダム国立美術館 （オランダ、アムステルダム）	・ 2020 年 6 月 1 日～再開。 ・ 社会的距離の確保（1.5m）、消毒の設置、写真・ビデオの禁止等を HP で周知 ・ 開始時刻付きのチケットも段階的に利用可能に。 ・ 団体は不可。 https://www.rijksmuseum.nl/nl/bezoekersinformatie/veilig-bezoek
ベルリン旧博物館 （ドイツ、ベルリン）	・ 2020 年 5 月 12 日～再開。 ・ 6 歳以上の全来館者・スタッフはマスク着用、社会的の距離の確保（1.5m 以上）、レジや音声ガイドカウンターはパーティションで保護等の対策等の対策を HP で周知。 ・ 当面の間、イベントは中止。発生しません。ツアーの予約とグループの登録は、追って通知があるまで可能ではありません。 ・ ベルリン国立博物館の閉鎖（2020 年 3 月 14 日から 5 月 11 日）の影響を受けたすべての年間チケットの条件を 2 か月延長。（延長は自動的に行われ、カードの交換は必要なし。延長された年間チケットは、2020 年 5 月 15 日からオープンミュージアムで使用可。） https://www.smb.museum/aktuelle-informationen-fuer-besucherinnen-waehrend-der-corona-pandemie/
ペルガモン博物館 （ドイツ、ベルリン）	・ 2020 年 5 月 12 日～再開。 ・ 6 歳以上の全来館者・スタッフはマスク着用、社会的の距離の確保（1.5m 以上）、レジや音声ガイドカウンターはパーティションで保護等の対策等の対策を HP で周知。 ・ 当面の間、イベントは中止。発生しません。ツアーの予約とグループの登録は、追って通知があるまで可能ではありません。 ・ ベルリン国立博物館の閉鎖（2020 年 3 月 14 日から 5 月 11 日）の影響を受けたすべての年間チケットの条件を 2 か月延長。（延長は自動的に行われ、カードの交換は必要なし。延長された年間チケットは、2020 年 5 月 15 日からオープンミュージアムで使用可。） https://www.smb.museum/aktuelle-informationen-fuer-besucherinnen-waehrend-der-corona-pandemie/
スイス国立博物館	・ 2020 年 5 月 12 日～再開。

(スイス、チューリッヒ)	・人数制限あり。 https://www.nationalmuseum.ch/de
ウィーン美術史美術館 (オーストリア、ウィーン)	・2020年7月1日～再開予定？
ルーブル美術館 (フランス、パリ)	・2020年3月1日～閉鎖、7月6日～再開予定。 ・チケットを事前購入、来館者のマスク着用、社会的距離の確保等を求めることを想定。 https://www.timeout.jp/tokyo/ja/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E3%83%91%E3%83%AA%E3%81%AE%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%96%E3%83%AB%E7%BE%8E%E8%A1%93%E9%A4%A8-7%E6%9C%88%E6%97%A5%E3%81%8B%E3%82%89%E5%86%8D%E9%96%8B-060220
ビルバオ・グッゲンハイム美術館 (スペイン、ビルバオ)	・2020年6月1日～再開。 ・人数制限（1/3）、チケットのオンライン購入、37℃以上の場合は来館不可、社会的距離の確保（2m以上）、マスク必須、消毒液の使用、手洗い等の対策をHPで周知。 https://www.guggenheim-bilbao.eus/disfruta-del-arte-con-todas-las-garantias
プラド美術館 (スペイン、マドリード)	・2020年6月6日～再開 ・入場者数の制限、マスク着用の義務化、37.5度を超える場合は入れないなど感染防止対策を導入 https://www.museodelprado.es/ https://news.yahoo.co.jp/articles/f2015517a15ddb725c7958cc3e499c33ee8a2833
大英博物館(イギリス、ロンドン)	・閉館中 https://www.britishmuseum.org/closure
V & A 博物館 (イギリス、ロンドン)	・2020年3月18日～閉鎖、当面の間閉館 https://www.vam.ac.uk/
シカゴ美術館(アメリカ、シカゴ)	・閉館中 ・閉館中に美術館を訪問するためのチケットをすでに購入している場合、チケット費用が10営業日以内に購入したカードに返金される。 https://www.artic.edu/undefined
メトロポリタン美術館 (アメリカ、ニューヨーク)	・2020年3月13日～閉鎖、当面の間閉館 https://www.metmuseum.org/visit/plan-your-visit/met-fifth-avenue

アーサー・M・サックラーギャラリー（アメリカ、ワシントン）	・ 閉館中 https://asia.si.edu/
ナショナル・ギャラリー（アメリカ、ワシントン）	・ 閉館中 https://www.nationalgallery.org.uk/news/coronavirus-update
サンフランシスコ・アジア・美術館（アメリカ、サンフランシスコ）	・ 閉館中 https://asianart.org/covid-19-faq/ ・ デジタルコンテンツの強化や教育普及で仕事を確保し解雇を回避。オンラインでのアートアクティビティや料理のデモ、博物館の舞台裏を紹介する活動は以前より 50%以上増加、Instagram での活動は 3 月以降 744%も上昇。教育部門では、アジア太平洋アメリカ遺産月間の 6 月に向け、5000 人の教師に日系アメリカ人アーティストに関するパンフレットの配布などで仕事の数を維持。 https://hyperallergic.com/563185/asian-art-museum-education-covid-19/
中国国家博物館（中国、北京）	・ 2020 年 5 月 1 日～再開 ・ 人数制限（4/28 時点で 3,000 人）、オンライン予約のみ、ピーク制（9:00～10:00 に 500 人、10:00～13:30 に 1500 人、13:30～15:30 に 1000 人）、マスク着用等の対策を HP で周知 http://www.chnmuseum.cn/gbgg/202004/t20200429_220053.shtml
北京首都博物館（中国、北京）	・ 2020 年 5 月 1 日～再開 ・ (5/10 時点) 要事前予約、1 日の入場者数は最大 1000 人に制限、午前と午後の二つの時間帯に分けて入館、1 つの展示ホールに入れる人数は最大 50 人。 https://sdbwg.hdwcloud.com/#/personal/index https://www.afpbb.com/articles/-/3282352
上海博物館（中国、上海）	
国立中央博物館（韓国、ソウル）	・ 2020 年 5 月 29 日～臨時休館、6 月 15 日～再開予定。 https://www.museum.go.kr/site/main/home#3rdPage
ナショナル・ギャラリー（シンガポール、シンガポール）	・ 閉館中 https://www.nationalgallery.sg/advisory
ニューサウスウェールズ州立美術館（オーストラリア、シドニー）	・ 2020 年 6 月 1 日～再開。 ・ NSW のアートギャラリーは、時間指定エントリチケットシステムを使用して開館。

ニー)	・ ツアー、イベントはなし。 ・ Qmix を介してオンラインで無料の定期入場券を予約。予約時またはエントリー時に連絡先の追跡をサポートするために、名前と連絡先の詳細を提供。予約した時間に到着し、ギャラリースタッフによるチェックインを待つ等の観覧の決まりを遵守するよう HP で周知。 ・ ギャラリー内での留意点（到着時に提供された手指消毒剤を使用、付属のスタンドに傘をさす、周りの人から 1.5m 以上離れる等を HP で周知。上記の条件を満たさない訪問者は入場を許可されないか、全員の安全を確保するために立ち去るように依頼される。 https://www.artgallery.nsw.gov.au/information-visitors-covid-19/know/
エルミタージュ美術館（ロシア、サンクトペテルブルク）	・ 2020 年 3 月 18 日～閉鎖
テート・モダン（イギリス、ロンドン）	・ 閉鎖中、2020 年 8 月初旬再開を目指している https://www.theartnewspaper.com/interview/interview-with-maria-balshaw
ロンドンナショナルギャラリー（イギリス、ロンドン）	・ 2020 年 3 月～閉鎖中 https://www.nationalgallery.org.uk/news/coronavirus-update
ドイツ博物館（ドイツ、ミュンヘン）	・ 2020 年 5 月 11 日～開館 ・ チケットはオンラインのみ（規定枚数に達したら販売終了） ・ 1.5m 以上の距離を保つ、グループを作らない、すべての来場者は鼻・口の防護をし、6 歳以下の子供はマスクの着用を推奨、マスクは持参を推奨するが博物館で購入することもできる、呼吸器に重症度にかかわらず症状がある人は来ないように呼びかけ、コロナウィルス感染者と過去 2 週間に接触があった人の入館拒否等を実施 https://www.deutsches-museum.de/en/information/opening-hours/latest-news/
オルセー美術館（フランス、パリ）	・ 2020 年 6 月 23 日～再開（6 月 8 日からチケットの販売を再開） ・ 11 歳以上のマスク着用、入口へのアルコール消毒液の設置、ロッカー及びクロークの使用制限、来場者への感染症対策や 1m 以上の距離を保つ旨の呼びかけ等を実施 https://www.musee-orsay.fr/fr/visite/bienvenue.html
ポンピドゥーセンター（フランス、パリ）	・ 2020 年 3 月 14 日～閉鎖 https://www.centrepompidou.fr/en/lib/Temporary-closure-of-the-Centre-Pompidou
バチカン美術館（バチカン市国）	・ 2020 年 6 月 1 日再開 ・ オンラインでの予約が必須で、15 分ごとの入場制限（予約は無料） ・ マスクの着用の義務付け、入場時の体温測定の実施と 37.5° C 以上の場合の入場拒否、グループでの上限人数 10

	人、1m以上の距離の確保など、来館のルールを作成 http://www.museivaticani.va/content/museivaticani/en.html https://news.yahoo.co.jp/articles/ccb6e476e64db894f616aa66a78845c1dbba7f1d
ウフィッツィ美術館（イタリア、フィレンツェ）	・ 2020 年 6 月 3 日再開 ・ 入場時の体温測定の実施と 37.5° C 以上の場合の入場拒否、マスクの着用の義務付け、グループでの上限人数 10 人、1.8m 以上の距離の確保など https://www.uffizi.it/en/notices/the-uffizi-reopen-to-visitors-in-compliance-with-anti-covid-measures
ソフィア王妃芸術センター（スペイン、マドリード）	・ 2020 年 6 月 6 日再開（展示室を限定） ・ マスク着用の義務付け、手洗いの励行、2m の距離の確保、階段の利用の依頼、エレベーターの優先使用の案内、展示室のキャパシティの制限などを実施 ・ オンラインチケットは時間予約制 https://www.museoreinasofia.es/en/visit/reopen https://www.museoreinasofia.es/en/visit/hygiene-safety-measures
スミソニアン博物館（アメリカ、ワシントン D.C.）	・ 閉鎖中 ・ 大規模なデジタルリソース、学習コンテンツを公開 https://www.si.edu/
MOMA（アメリカ、）	・ 閉鎖中 https://www.moma.org/about/who-we-are/health-and-safety
国立故宮博物館（中国）	・ 6 月末まで開館時間を変更 ・ 2020 年 2 月 14 日～6 月 30 日はガイドツアーを全て中止 https://www.npm.gov.tw/en/Article.aspx?sNo=03011301

（参考）文化庁調べ（各種報道・HP 等参照）

令和2年6月26日
東京都歴史文化財団事務局
佐々木秀彦

都立美術館・博物館における新型コロナへの取組（私見メモ）

【管理運営する施設】

東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、
東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館

1. コロナ禍／自粛期間における博物館等の現状・取組

（1）閉館状況、再開後の来館状況

- ・休館期間・・・2月29日～5月31日
- ・再開後・・・6月1日～三密防止、検温、東京版新型コロナ見守りサービス
来館者の状況

（2）閉館中の取組・工夫の実例

○事業面

- ・オンライン・プログラム
→「おうちでカルチャー」（ステイホーム週間）
「青コレ！」（青いコレクションで感謝を伝える）

○運営面

- ・職員の自宅勤務（事業系、管理系）
- ・委託事業者（警備、清掃、レストラン、ショップ等）

（3）損失被害状況

- ・収入減、維持管理費等の不足
→指定管理料の設定（利用料金制）

（4）各自治体・団体・館における感染症対策

- ・業界別のガイドライン作成（日博協）

（5）諸外国等の動向

- ・新型コロナへ対応の記録化（アーカイブ化）

2. ポストコロナ／ウィズコロナの時代における博物館とは

(1) 前提の変化

- ・来館者・・・入場制限、予約制、団体入場者の減少
- ・事業・・・教育プログラムの見直し（オンラインの利用）

(2) 事業の見直し

- ・マスコミと共催する大型展覧会（特に海外展）
- ・コレクションへの着目
- ・オンライン・プログラムの充実

(3) 収益構造の強化

- ・入場制限による収入減
 - オンライン・コンテンツの課金、入場料の値上げ圧力